

藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服審査法施行条例施行規則

令和5年3月31日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服審査法施行条例（令和5年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(納付方法)

第2条 手数料は、現金又は定額小為替により納付しなければならない。

2 審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

3 前項の費用は、条例第2条第1項に規定する請求をする際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 条例第3条の手数料を納付する資力がないと認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助（以下「扶助」という。）を受けている場合

(2) 前号に掲げる場合に準ずると、審理員（審査庁が行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書きの特別の定めがある場合にあっては、審査庁。以下同じ。）が認めた場合

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 前3項の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項に規定する写し又は書面の交付について準用する。この場合において、第1項第2号中「審理員（審査庁が行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書きの特別の定めがある場合にあっては、審査庁。以下同じ。）」とあるのは「藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服等審査会（以下「審査会」という。）」と、第2項中「審理員」とあるのは「審査会」と読み

替えるものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。